

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 13 日

月 曜 日

第 4166 号

目 次

規 則	
○富山県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○除外区域の指定	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲 示	3
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	
内水面漁場管理委員会指示	
○水産動物採捕規制	5
公 告	
○特例認定病院の認定	
○応急入院指定病院の指定	6

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 1 号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中「株式会社富山第一銀行」を「株式会社富山銀行 株式会社富山第一銀行」に、「株式会社第四銀行 株式会社富山銀行」を「株式会社第四銀行」に、「富山県信用組合 横浜中央信用組合」を「横浜幸銀信用組合 富山県信用組合」

に、「なのはな農業協同組合 鵜坂農業協同組合」を「なのはな農業協同組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 7 の改正規定（「なのはな農業協同組合 鵜坂農業協同組合」を「なのはな農業協同組合」に改める部分に限る。） 平成29年 3 月 1 日
- (2) 別表第 7 の改正規定（「富山県信用組合 横浜中央信用組合」を「横浜幸銀信用組合 富山県信用組合」に改める部分に限る。） 平成29年 3 月 13 日

(出 納 課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第65号

除外区域の指定について

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第45条第 1 項の規定により除外区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 除外区域に指定する区域

南砺市五箇山景観条例（平成28年南砺市条例第 4 号）第 7 条第 2 項の規定により定められた同項第 1 号の景観計画区域

2 除外区域に指定する日

平成29年 3 月 2 日

富山県告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
大沢野中央診療所	富山市上大久保1570-1	精神通院医療		平成29年2月1日

富山県告示第67号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を朝日町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成29年2月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下新川郡朝日町蛭谷字黒部大平1の5、1の17

2 所在が不分明である通知の相手方

筒井はるゑ

3 通知の内容

1の森林について、平成28年11月21日富山県告示第504号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

平成29年1月27日から朝日町役場に掲示した。

富山県告示第68号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 13 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市北代字大畑3666番 6 から	変更前		最大 26.4 最小 23.1	16.0	富山土木 センター
	富山市北代字伊佐波5323番 4まで	変更後		最大 29.5 最小 22.2	16.0	

富山県告示第69号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 13 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市北代字大畑3666番 6 から 富山市北代字伊佐波5323番 4 まで	平成29年 2 月 13 日	富山土木 センター

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

平成29年 2 月 13 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで

公 告

特例認定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条第 4 項後段及び第33条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 富山県立中央病院
- 2 所在地 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 認定期間 平成29年 2 月 3 日から平成31年 6 月 2 日まで

応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定した。

平成29年 2 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 富山県立中央病院
- 2 所在地 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 指定期間 平成29年 2 月 3 日から平成31年 6 月 2 日まで